

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県教育委員会  
福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 一
- 福島県立高等学校の通学区域の一部を改正する規則 二
- 福島県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 三
- 福島県人事委員会  
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 四

## 福島県教育委員会

福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年二月十七日

### 福島県教育委員会規則第二号

#### 福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和二十五年福島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中 「梁川高等学校」を「伊達高等学校」に改め、同表5の項中 「川口高等学校」を「川口高等学校」に改める。

〔川口高等学校〕  
田島高等  
南会津高

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（高校教育課）

福島県立高等学校の項の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年二月十七日

### 福島県教育委員会規則第三号

#### 福島県立高等学校の項の一部を改正する規則

福島県立高等学校の項（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立福島高等学校の項中

五六〇人	二八〇人
を	
二八〇人	五六〇人

に改め、同表福島県立福島明成高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立福島工業高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立福島西高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立福島北高等学校の項中「四八〇人」を「四四〇人」に改め、同表福島県立梁川高等学校の項を削り、同表福島県立保原高等学校の項中「福島県立保原高等学校」を「福島県立伊達高等学校」に、「四四〇人」を「六八〇人」に、「二二〇人」を「一八〇人」に改め、同表福島県立二本松工業高等学校の項を次のように改める。

福島県立二本松実業高等学校		全日制				二本松市
全日制 (単位制)	総合学科	生活文化科	都市システム科	情報システム科	機械システム科	
	一六〇人	四〇人	一一〇人	一一〇人	一一〇人	

別表第一福島県立安達東高等学校の項を削り、同表福島県立本宮高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立安積高等学校の項中

五六〇人	二八〇人
------	------



別表第一福島県立田島高等学校の項を削り、同表福島県立南会津高等学校の項を次のように改める。

地域創生科	食品科学科	環境科学科	生産科学科	
四〇人	四〇人	四〇人	四〇人	

福島県立南会津高等学校	
全日制 (単位制)	全日制
総合学科	普通科
一一〇人	三〇〇人
	南会津郡南 会津町

別表第一福島県立磐城高等学校の項中

五六〇人	二八〇人
を	
二八〇人	五六〇人

に改め、同表福島県立平商業高等学校の項中「一六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立いわき湯本高等学校の項中「八八〇人」を「一〇〇〇人」に改め、同表福島県立小名浜海星高等学校の項中「八〇人」を「六〇人」に改め、同表福島県立勿来工業高等

学校の項中

電気科	一一〇人
電子科	四〇人
を	
電気科	一一〇人

改め、同表福島県立相馬総合高等学校の項中「五二〇人」を「五六〇人」に、「一六〇人」を「八〇人」に改め、福島県立小高産業技術高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立ふくしま新世高等学校の項中

一一四〇人	四〇人
を	

一六〇人
に改める。
八〇人

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項の表埼玉県高等学校の項中「埼玉県高等学校」を「白河実業高等学校」に改め、同項の前に次のように加える。

修明高等学校	東白川郡棚倉町立棚倉中学校
	東白川郡塙町立塙中学校
	東白川郡矢祭町立矢祭中学校
	東白川郡鮫川村立鮫川中学校

第十五条の二第一項の表田島高等学校の項中「田島高等学校」を「南会津高等学校」に、

「南会津郡南会津町立荒海中学校」を「南会津郡南会津町立荒海中学校」に改め、同

表富岡高等学校の項中「双葉郡富岡町立富岡第一中学校」を「双葉郡富岡町立富岡中

学」に改め、同表ふたば未来学園高等学校の項中

を「双葉郡浪江町立なみえ創成中学校」に、

- 「双葉郡浪江町立浪江中学校
- 双葉郡浪江町立浪江東中学校
- 双葉郡浪江町立津島中学校
- 双葉郡浪江町立なみえ創成中学校
- 「双葉郡大熊町立大熊中学校
- 双葉郡富岡町立富岡第一中学校
- 双葉郡富岡町立富岡第二中学校
- 双葉郡川内村立川内中学校

葉郡大熊町立学び舎ゆめの森  
葉郡富岡町立富岡中学校  
葉郡川内村立川内小中学校」に改める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(高校教育課)

### 福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月十七日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

#### 福島県人事委員会規則第一号

##### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の五第三項中「前条第五項各号」を「前条第四項各号」に改める。

別表第五の一の表福島県立南会津高等学校の項中「福島県立南会津高等学校」の下に「(南郷校舎に限る。)」を加え、同表福島県立南会津高等学校の項を削り、同表備考中「福島県立南会津高等学校」の下に「(南郷校舎に限る。)」を加える。

福島県双葉警察署葛尾駐在所

一級地

「福島県ふたば復興事務所

福島県相双農林事務所富岡林業指導所

別表第六の一の表中 福島県相双農林事務所双葉農業普及所

を「福島県農業

福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場

福島県富岡土木事務所

総合センター畜産研究所沼尻分場」に、

「福島県立修明高等学校鮫川校

を「福島県郡

別表第六の二の表中 「福島県宮下土木事務所

福島県郡山北警察署福良駐在所

に、「福島県いわき中央警察署川前駐在所」を「福島県宮下土木事務所」

に、「福島県いわき中央警察署川前駐在所」を「福島県南相馬警察署飯館駐在所」

に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(特定特人公署に勤務する職員の特定勤務手当の月額等に関する経過措置)

第二条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員の給与に

関する条例(以下「条例」という。)第十一条の二に規定する特人公署(以下この条

において「特人公署」という。)とされていた公署のうち人事委員会の定めるものは、

令和七年十月三十一日までの間、特定特人公署とする。

2 前項の規定により特定特人公署とされた公署に勤務する職員の条例第十一条の二第

一項及び第二項の規定による特定勤務手当(毎年十一月一日から翌年三月三十一日ま

での期間(以下「冬期」という。))以外の期間に支給するものに限り、)の月額は、

この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」とい

う。))第二十八条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務し

ている職員にあっては特定勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、施

行日から令和五年十月三十一日までの間及び令和六年四月一日から同年十月三十一日

までの間にあつては百分の百を、令和七年四月一日から同年十月三十一日までの間に

あつては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端

数を切り捨てた額)とし、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して

別に人事委員会が定める額とする。

3 前項の特定勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二十八条第三項各号に定め

る日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額(以下こ

の条において「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。))と施行日の前日

に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額(第四項第二

号において「施行日の前日に係る基礎額」という。))を合算した額(その額が勤務す

ることとなった日等に係る基礎額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二

分の一に相当する額を合算した額(以下「特定勤務手当経過措置特例基礎額」とい

う。))を超えることとなる期間については、当該特定勤務手当経過措置特例基礎額

とする。

4 改正後の規則第二十八条第四項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用につい

ては、勤務することとなった日等に係る基礎額は、当該各号の規定により読み替えら

れた同条第三項の規定の例による勤務することとなった日等に係る基礎額とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」

という。))第十条第一項に規定する育児期間勤務をしている職員若しくは育児休業

法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」

という。))若しくは育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員(以下「任

期付短時間勤務職員」という。))又は改正後の規則第二十八条第三項各号に定める日

若しくは施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったものに係る前二項の規

定による特定勤務手当経過措置基礎額の算定については、次の各号に掲げる額は、当

該各号に定める額とする。

一 勤務することとなった日等に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、改正後の規則第二十八条第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間算出率」という。）で除して得た額

イ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二十八条第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に係る給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ウ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二十八条第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

エ 任期付短時間勤務職員 改正後の規則第二十八条第三項各号に定める日に係る給料の月額を同日における勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付短時間算出率」という。）で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

二 施行日の前日に係る基礎額に係る給料の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額

イ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に受けていた給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ウ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

エ 任期付短時間勤務職員 施行日の前日において給料の月額を同日における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

六 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、施行日の前日において当該職員以外の職員であつたものに対する第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）及び同日に受けていた」とする。

七 第二項から前項までの規定の適用を受ける職員については、施行日から令和七年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二十八条の二の規定は、適用しない。

八 第一項の規定により特定特地公署とされた公署に勤務する職員の条例第十一条の第三項及び第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二十八条の四第二項から第五項まで及び第二十八条の五の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあつては改正後の規則第二十八条の四第二項から第五項まで又は第二十八条の五の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（改正後の規則第二十八条の四第二項又は第二十八条の五第二項に規定する日（以下「異動の日等」という。）から起算して四年に達した職員にあつては、零）を乗じて得た額に、施行日から令和五年十月三十一日までの間及び令和六年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、令和七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額を加算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

九 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、異動の日等に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（以下この項において「準ずる手当経過措置特例基礎額」という。）を超えることとなる期間については、当該準ずる手当経過措置特例基礎額）とする。

十 育児短時間勤務職員等若しくは任期付短時間勤務職員又は異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前項の規定による準ずる手当経過措置基礎額の算定については、異動の日等に係る給料の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 異動の日等に係る給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

四 任期付短時間勤務職員 異動の日等に係る給料の月額を異動の日等における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

十一 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつた者に対する第八項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）及び同日に受けていた」とする。

十二 第八項から前項までの規定の適用を受ける職員については、施行日から令和七年十

月三十一日までの間は、改正後の規則第二十八条の四第四項の規定は、適用しない。  
(準特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額等  
に関する経過措置)

**第三条** 施行日の前日において条例第十一条の三に規定する準特地公署(以下この条に  
おいて「準特地公署」という。)とされていた公署のうち人事委員会の定めるものは、  
令和八年三月三十一日までの間、準特地公署とする。

2 前項の規定により準特地公署とされた公署に勤務する職員の条例第十一条の三第一  
項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第二十  
八条の四第二項から第五項まで及び第二十八条の五の規定にかかわらず、施行日の前  
日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては前条第八項、第九項及び第十  
項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の四(異動の日等から起算して五年  
に達した日後については、百分の二)を乗じて得た額に、施行日から令和七年三月三  
十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から令和八年三月三十一日まで  
の間にあつては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、  
その端数を切り捨てた額)とし、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考  
慮して別に人事委員会が定める額とする。

3 第一項の規定により準特地公署とされた公署に勤務する職員のうち、この規則によ  
る改正前の職員の給与の支給に関する規則第二十八条の四第四項第二号に掲げる準特  
地公署であつた公署に勤務する職員には、冬期以外の期間は、特地勤務手当に準ずる  
手当を支給しない。

(雑則)

**第四条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要な  
経過措置は、人事委員会が定める。

(採用給与課)